第６５８回富良野市農業委員会議事録

１、開催日時　　令和６年１１月２１日（木）　　１５：００～１６：２４

２、開催場所　　富良野市複合庁舎　会議室Ｃ・Ｄ

３、出席委員

~~1．髙　橋　　静~~	2．河　井　伸　幸	3．佐々木　雅　志	4．長　澤　勝　之	5．北　村　菜穂子
6．杉　村　鉄　也	7．小　師　和　彦	8．清　水　直　樹	9．上　田　桃　子	10．山　形　真　一
11．安　井　伸　一	12．今　村　丈　哲	13．小　林　賢　次	14．猫　山　幸　稔	15．岡　野　亜　紀
16．髙　田　浩　和	17．渡　辺　昌　彦	18．仁　原　憲　和	19．増　田　郁　哉	20．宮　川　　隆
21．宮　元　康　彰	22．天　間　敏　行	23．井　上　　透		

４、出席事務局員

事務局長	事務局係長	事務局員
長　尾　敏　寿	多　田　勝　吾	上　﨑　宏一朗

５、議事参与者

農林課農業振興係長

西　尾　善　行

（長尾局長）ご起立願います。　礼。

農業委員憲章　時間の都合上、割愛させていただきます。

（局長）ご着席下さい。

只今より、第６５８回、令和６年第１２回富良野市農業委員会総会を開催致します。

本日の欠席通知を受けている委員は、１番　髙橋　静　委員　の１名です。

したがいまして、在任委員の過半数以上の委員が出席していますので、富良野市農業委員会会議規則第６条の規定により本会議は成立致します。

本日の議事日程について、説明を致します。

本日の日程は、議案書のとおり１４日程であります。本日の議案事項は、市長よりの諮問議案１件、審議事項６件、報告事項３件、協議事項１件であります。

本日の配布議案及び資料について説明を致します。富良野市農業委員会総会議案１部、転用許可申請に伴う審査表１部、令和７年富良野市農業委員会総会開催日程（案）１部、農業経営及び農地利用状況に関する調査票について　１部、以上です。

議事日程

議事日程

（局長）それでは、議事日程に従い進めて参ります。

日程１　会長あいさつ　会長より開会のご挨拶を申し上げます。

日程１　会長あいさつ

会長あいさつ

（会長）皆様、本日は、農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。先週の農地パトロール推進会議の後の２回目の会議となります。本当にご苦労様です。

今週１８日に雪が降って、このまま早めの根雪になるかと予想されましたが、案の定、暖かい気温が続

いて、すっかり溶けてしまいました。根雪というのは、やはり１２月に入ってからなのかなという気がします。今後、気温が上がったり下がったりと変動していきます。富良野市でも、インフルエンザやコロナが流行ってきていますので、委員の皆様におかれましては、体調管理、十分に気をつけて過ごしてください。

先月の総会以降、委員の皆様は農地推進パトロール会議等の行事がどんどん増えてきています。毎年、秋の収穫が終わりますと、集積、また、１２月、１月、２月、３月の農業委員の会議がどんどん増えてきて、通常の農繁期とは違った忙しさが出てきます。それに伴い、各地域の行事、役職事が出てきて参りますが、皆様には、農業委員の研修等のご参加のご協力を宜しくお願いしたいと思います。

本日、総会の後ですが、農政、農地部会の会議があります。また、夜に祝賀会を催します。自分としても、スムーズな進行を務めるよう努力して参りますが、皆様の方には、慎重審議をお願い致しまして、簡単ではありますが、挨拶に代えさせていただきます。

本日は、宜しくお願い致します。

日程２　市長あいさつ

市長あいさつ

（局長）日程２　市長あいさつ。

市長、経済部長ともに他公務により欠席のため、ご挨拶を割愛させていただきます。

富良野市農業委員会会議規則第４条の規定により会長に議事を進めていただきます。

（議長）それでは、議事日程に従いまして進めて参りたいと思います。

なお、議事進行にあたり、ご意見・ご質問をお伺いしますが、質問等がある場合は挙手のうえ、指名後に起立し発言をお願い致します。また、ご質問・ご意見がない場合はなしとのご発言をお願いします。

また、本日もタブレットを使用しますので、電源を入れておくようお願い致します。

日程３　議事録署名委員指名

議事録署名委員指名

（議長）日程３　議事録署名委員指名について　富良野市農業委員会会議規則第１４条第２項の規定により、本日の議事録署名委員を指名致します。

９番　上田　桃子　委員　　２０番　宮川　隆　委員　　を指名致しますので
宜しくお願いします。

日程４　報告第１号

諸般報告について

（議長）続きまして、日程４　報告第１号　諸般報告　につきまして事務局より報告願います。

（局長）【朗読説明】
（議長）只今、前回総会以後の委員会の活動の報告がありましたが、何かご質問はありませんか。
（全員）ありません。
（議長）ありませんとの事ですので、報告第１号については、終了させていただきます。

日程５　報告第２号

農地法第１８条の規定による解約について

（議長）続きまして、日程５　報告第２号　農地法第１８条の規定による解約について　事務局より報告願います。

（事務局）報告第２号　農地法第１８条の規定による解約について　農地等の賃貸借の解約の申し入れ又は合意による解約のあった　○○　○○　について、農地法第１８条第６項に規定する通知書を受理したので報告致します。

○○　○○　について【議案　朗読説明】
（議長）只今、事務局より１件の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
（全員）ありません。
（議長）ありませんとの事ですので、報告第２号については、終了致します。

日程６　報告第３号

農地移動適正化あっせん事業について

（議長）続きまして、日程６　報告第３号　農地移動適正化あっせん事業について　事務局より報告願います。

（事務局）報告第３号　農地移動適正化あっせん事業について　農地移動適正化あっせん事業による農用地等の売渡、貸付、交換の申出のあった　○○　○○　外６件　について次のとおりあっせん委員を指名したので報告致します。

○○　○○　外６件　について【議案　朗読説明】

（議長）只今、７件につきまして報告がありましたが、皆様の方からご質問はありませんか。

（○○委員）はい。

（議長）はい、○○委員どうぞ。

（○○委員）２番の案件ですけれども、申出面積が間違っているかと思いますので、ご確認をお願い致します。

（議長）事務局お願いします。

（事務局）只今、ご指摘いただきましたとおり、２番の○○　○○の申出面積ですけれども、正しくは、４０,５８３㎡になりますので、訂正をお願い致します。大変申し訳ございませんでした。

（議長）よろしいですか。

（○○委員）はい。

（議長）他ございませんか

（全員）ありません。

（議長）ありませんとの事ですので、報告第３号については、終了致します。

可決される

日程７　諮問第１号

農用地利用集積計画の決定について

（議長）続きまして、日程７　諮問第１号　農用地利用集積計画の決定について　事務局より説明願います。

（事務局）諮問第１号　農用地利用集積計画の決定について　富良野市農業経営基盤強化促進基本構想の規定により利用権の設定等の申出がなされたので、農用地利用集積計画に関する経過措置により、改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画を定めるにあたり、市長より諮問がきておりますのでご審議願います。

【議案　朗読説明】
以上１０件につきましては、農用地利用集積計画に関する経過措置により、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

（議長）只今、事務局より１０件の説明がありましたが、何かご質問・ご意見等ありましたらお受け致します。ありませんか。
（〇〇委員）はい。
（議長）はい、〇〇委員どうぞ。
（〇〇委員）９番の案件ですけれども、１０ａあたりの価格が田で３２万円、畑で１２万円という極端な差があるので、どのような事なのか説明をお願い致します。
（議長）これについて担当委員お願いします。
（〇〇委員）はい。
（議長）〇〇委員お願いします。
（〇〇委員）ご質問の件ですが、田については、畑地化事業前の田という事です。畑につきましては、一部畑として利用しているのですが、一部は住宅の近くで、取り付け道路だとか被っている部分が多少ありまして、その後は畑として使うという事ですけれども、現状はちょっと使いづらい状況になっているという事で下げさせていただいたという事になっています。
（〇〇委員）わかりました。ご説明ありがとうございます。
（議長）他、ございますか。
（全員）ありません。
（議長）ありませんとの事ですので、１０件について、認めるべく決定としてよろしいでしょうか。
（全員）はい。
（議長）それでは、１０件について、認めるべく決定と致します。
可決される

（議長）以上で諮問第１号については、終了致します。

日程８　議案第１号

土地の現況証明書の交付について

（議長）続きまして、日程８　議案第１号　土地の現況証明書の交付について　事務局の説明を求めます。

（係長）議案第１号　土地の現況証明書の交付について　農地法関係事務処理要領の規定に基づき土地の現況証明願のあった　○○　○○　外２名　について、証明書交付の可否について、別紙のとおりご審議の程、宜しくお願い致します。

○○　○○　外２名　について【議案　朗読説明】【タブレットによる現地状況確認】

（議長）只今、事務局より３件の説明がありましたが、何かご質問・ご意見ありましたらお受けを致します。ありませんか。

（全員）ありません。

（議長）ありませんとの事ですので、３件について、証明書を交付すべく決定としてよろしいでしょうか。

（全員）はい。

（議長）それでは、３件について、証明書を交付すべく決定と致します。

可決される

（議長）以上で議案第１号については、終了致します。

日程９　議案第２号

国有地の現況確認について

（議長）続きまして、日程９　議案第２号　国有地の現況確認について　事務局の説明を求めます。

（係長）議案第２号　国有地の現況確認について　令和６年１０月２１日付け旭財管第８６２号において、 旭川財務事務所長　田口　明宏　から照会のあった、国有地の現況確認に対する回答のため、別紙のとおり審議を求めます。

【議案　朗読説明】【タブレットによる現地状況確認】

（局長）一部議案の訂正をお願いします。土地所有者が、　○○　○○　となっておりますが、今回、照会のあった土地は、開発局の所有地になっておりまして、こちらの土地所有者というのは、隣接地の農地の土地所有者ですので、隣接地の土地所有者と訂正をお願い致します。同様に、耕作者の欄に、隣接地の耕作者予定者と訂正をお願い致します。この隣接地の耕作者との境がわからないので、一部農地として使っているという事になっておりますので、訂正をお願い致します。

（議長）只今、事務局より１件の説明がありましたが、何かご質問・ご意見等ありましたらお受け致します。ありませんか。

（○○委員）はい。

（議長）はい、○○委員どうぞ。

（○○委員）こちらの両サイドの土地ですけれども、この度、○○　○○から○○　○○に売買されまして、来年から○○　○○が耕作していくと伺っております。この土地は、今後、国有事業で基盤整備事業がありますので、その事も念頭に置きまして、今後農地として整理して作付けしていく前提で購入を検討しているという旨、○○　○○からお話を伺っています。

（議長）この件について、事務局は旭川財務事務局と協議するようにしてください。

（局長）はい。

（議長）はい、事務局どうぞ。

（局長）今、○○委員から隣接地の○○　○○が、国有地を農地として将来使いたいというご意見がありましたので、今回の回答書につきましては、一部、隣接境界が曖昧なので、農地として使っているようであるという事で、報告書には記載をさせていただきます。また、今、会長からありましたように、旭川財務事務所と、将来農地として使えるように協議をしてほしいという事でありましたので、それは、事務局で旭川財務事務所と農地として払い下げてもらえるように、協議を進めてみたいと思います。以上です。

（議長）よろしいですか。

（○○委員）はい。

（議長）この件につきまして、また皆さんの方から何かご質問はありませんか。

（全員）ありません。
（議長）ありませんとの事ですので、１件について、旭川財務事務所への回答として決定してよろしいでしょうか。
（全員）はい。
（議長）それでは、回答として決定と致します。
可決される

（議長）以上で議案第２号については、終了致します。

日程１０　議案第３号

農地法第３条の規定による許可申請について

（議長）続きまして、日程１０　議案第３号　農地法第３条の規定による許可申請について　事務局の説明を求めます。

（係長）議案第３号　農地法第３条の規定による許可申請について　農地法第３条の規定による農地等の権利移転等の申請のあった　○○　○○　外３件　について、同法第３条第１項の規定により許可してよろしいか、別紙のとおりご審議の程、宜しくお願い致します。

○○　○○　外３件　について【議案　朗読説明】【タブレットによる現地状況確認】
以上、４件については、農地法第３条第２項各号のいずれにも該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えられます。以上です。
（議長）只今、事務局より４件の説明がありましたが、地区の担当委員から補足説明があればお願いします。
１番の案件について。
（○○委員）はい。
（議長）はい。○○委員どうぞ。
（○○委員）○○　○○の件ですが、事務局の説明とおり、経営主の○○　○○も６５歳になりまして、息子さんの○○　○○は、今年に結婚をしておりまして、後継者として農業を従事しておりますので、経営移譲の流れとなっております。以上です。

（議長）２番の案件について。
（○○委員）はい。
（議長）はい。○○委員どうぞ。
（○○委員）２番の案件につきまして、土地所有者の○○　○○ですけれども、現在８０代と高齢で、これまで娘さんの○○　○○が使用貸借をして管理されていました。今年になりまして、お孫さんの○○　○○が経営主として、農業に正式に従事する事となりましたので、今回の合意解約から○○　○○への使用貸借という形になっております。○○　○○ですけれども、今年、農事組合にも入りまして、地域活動にも参加されていると伺っております。以上です。
（議長）３番・４番の案件について。
（○○委員）はい。
（議長）はい、○○委員どうぞ。
（○○委員）３番と４番の○○　○○の農地の件ですが、○○　○○が購入、賃貸するという内容になっております。○○　○○の体調があまり良くなく、この対象の土地は畑地化している所となっておりまして、当人同士が相談して、○○　○○が購入、賃貸するという流れになりました。以上です。
（議長）只今、担当地区の委員からの補足説明がございました。
何かご質問・ご意見等ありましたらお受けを致します。ありませんか。
（全員）ありません。
ありませんとの事ですので、４件について、許可すべく決定とし、許可書を交付する事としてよろしいでしょうか。
（全員）はい。
（議長）それでは、４件について、許可すべく決定とし、許可書を交付する事と致します。
可決される

（議長）以上で、議案第３号については終了致します。

日程１１　議案第４号　　**農地法第５条の規定による許可申請について**

（議長）続きまして、日程１１　議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

（係長）議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について　農地法第５条の規定による農地の転用のための権利移転の許可申請のあった　○○　○○　について、許可してよろしいか、別紙のとおり審議を求めます。
宜しくご審議の程、お願い致します。

○○　○○　について【議案　朗読説明】
以上、１件につきましては、農地法第５条第２項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。
また、本件は違反処理の審査を伴うものとなっております。

（議長）只今事務局より１件の説明がありましたが、地区の担当委員から補足説明があればお願い致します。
（○○委員）はい。
（議長）はい。○○委員どうぞ。
（○○委員）ご説明致します。始末書にも書いてありましたけれども、昔建っていた所が火事で焼失してしまい、本人達も宅地だと認識し、格納庫をまた新しく建ててしまったという経過です。今回の、国有の土地改良事業により、農地のままである事がわかった事から、相談を受け、測量、分筆が終わり、今回の違反処理の審査となっています。現地も確認しましたが、写真のとおり農業用施設用地として利用しておりましたので、ご報告させていただきます。以上です。
（議長）今、担当地区の委員から補足説明がありました。皆さんからご質問・意見等ございましたら、お受けしたいと思います。ありませんか。
（全員）ありません。
（議長）ありませんとのことですので、１件について、許可すべく決定としてよろしいでしょうか。
（全員）はい。

（議長）それでは、１件について許可すべく決定とし、許可書を交付することと致します。
可決される

（議長）以上で、議案第４号については終了致します。

日程１２　議案第５号

遊休農地に係る利用意向調査書の発出について

（議長）続きまして、日程１２　議案第５号　遊休農地に係る利用意向調査書の発出について、事務局の説明を求めます。

（係長）議案第５号　遊休農地に係る利用意向調書の発出について　「遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領について」（令和３年６月１４日付け農振第７１３号農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課長通達）に基づき実施した利用状況調査の結果、「遊休農地」と判断された農地のうち、別添の農地所有者に対し利用意向調査書を発出してよろしいか審議を求めます。
宜しくご審議の程、お願い致します。

【議案　朗読説明】【タブレットによる現地状況確認】

（議長）只今事務局より説明がありましたが、これについて、ご質問・意見等ございましたら、お受けしたいと思います。ありませんか。
（全員）ありません。
（議長）ありませんとの事ですので、９筆の農地所有者２名に対し、利用意向調査書を発出するとしてよろしいですか。
（全員）はい。
（議長）それでは、利用意向調査書を発出すると決定し、農地所有者に送付することと致します。
可決される

（議長）以上で議案第５号は終了致します。

日程１３　議案第６号

再生利用が困難な農地の非農地判断について

（議長）続きまして、日程１３　議案第６号　再生利用が困難な農地の非農地判定について、事務局の説明を求めます。

（係長）議案第６号　再生利用が困難な農地の非農地判断について　「遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領について」（令和３年６月１４日付け農振大７１３号農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課通達）に基づき実施した利用状況調査の結果、「再生利用が困難な農地」と判断された農地について別添のとおり非農地としてよろしいか審議を求めます。
宜しくご審議の程、お願い致します。

【議案　朗読説明】【タブレットによる現地状況確認】

（議長）只今事務局より説明がありましたが、これについて、ご質問・意見等ございましたら、お受けしたいと思います。ありませんか。
（全員）ありません。
（議長）ありませんとの事ですので、５９筆について非農地として判断するとしてよろしいですか。
（全員）はい。
（議長）それでは、非農地と判断すると決定し、土地所有者及び関係機関に通知することと致します。
可決される

（議長）以上で議案第６号は終了致します。

日程１４　協議事項

１．次回（第６５９回）委員会総会日程について

（議長）続きまして、日程１４　協議事項　次回委員会総会日程について　事務局の報告を願います。

・次回委員会総会日程について　長尾局長より説明
（議長）以上の報告の日程となっております。宜しくお願い致します。
　　次に参ります。

２．富良野市景観審議会委員の推薦について
（議長）続きまして、富良野市景観審議会委員の推薦について、事務局の説明をお願いします。

（局長）富良野市より、富良野市景観審議会委員の推薦依頼がありました。推薦人数は、１名で、任期は、令和６年１２月１日から令和８年１１月３０日までの２年間となっております。これまでは、４月１日の総会で推薦決定された、佐々木会長代理がその任務にあたっていました。景観審議会委員の改選にあたり、農業委員会に推薦の依頼が来ております。どなたを推薦すべきか、ご協議をお願い致します。
（議長）只今、事務局より説明がありましたが、委員の推薦について、何かご意見・ご質問等がありましたら、お受け致します。ありませんか。
（全員）事務局一任でお願いします。
（議長）事務局一任との意見がありましたが、異議ございませんか。
（全員）ありません。
（議長）それでは、事務局（案）について、説明願います。
（局長）引き続き、会長代理である〇〇委員を推薦したいと思います。
（議長）只今、〇〇委員との提案がありましたが、〇〇委員、受けていただいてもよろしいでしょうか。
（〇〇委員）はい。
（議長）〇〇委員の了承をいただいたので、〇〇委員を推薦することでよろしいですか。
（全員）はい。
（議長）それでは、〇〇委員を推薦する事と致します。

３．委員提案事項について

（議長）続きまして、委員提案事項について何かございませんか。
（○○委員）はい。
（議長）はい、○○委員どうぞ。
（○○委員）委員提案事項という事で、前回１０月２４日の総会の後に、農政特別対策委員会を開催致しまして、皆さんの手元にあるナチュラル・ビズ・スタイルということで協議しております。これは、市役所総務課で提案があって、年間通して省エネ、節電を意識して働きやすい服装で職務を行うという事で、富良野市役所の中で実施するという事に決まりました。農業委員会としても、どうしますかという事で提案し、市でそのような話があるのであれば、我々もそれに賛同して、総会の中では、ナチュラル・ビズ・スタイルという事で、夏のクール・ビズと同じような形の中で、ネクタイはしないで、それなりの服装で会議に臨んでいただきたいという事に決まりました。その他の、視察研修あるいは、札幌や旭川での研修もありますけれども、その時は普通のネクタイをしていく、バッジを付けていくという事を提案しております。式典等、今回、この後式典、祝賀会がありますけれども、それに関しては、やはり正装で行くという事です。冬の間のナチュラルスタイルという事で、女性の方は、ひざ掛け等ＯＫという事で、上着も総会の中で支障のない程度の服装で行いましょうという事で決定しておりますので報告させていただきます。以上です。
（議長）よろしければ、次の総会からナチュラル・ビスを適用するということで宜しいでしょうか。
（全員）はい。
（議長）それでは、次回からノーネクタイ・ノーバッジ、但しネームプレートは着用という事で宜しくお願い致します。
他に皆様からございませんか。
（○○委員）はい。
（議長）はい、○○委員どうぞ。
（○○委員）１１月４日から、農地部会で、今回は全員出席という事で道外研修に行ってきました。１日目は移動日という事なので、羽田についた後、茨城の水戸の街を少し視察して終わりました。２日目は、いわき市の農業委員会へ行き、津波被害にあった現地を見させていただきました。すっかり復興整備も終わっていて、過去の津波被害の面影はない状態でした。現地の法人をしている所をお邪魔して、田んぼを見せても

らいましたが、素晴らしい田んぼが作付けしてありました。その会話の中で、海水が浸かった後の稲の生育障害はありましたかと聞いたところ、海水のミネラルが沢山あって、前よりも米が採れるようになったというお話でした。次は、いわき市の農業委員会と懇談をしました。いわき市の農業委員会は、農業委員２４名、推進委員３２名がいるというお話で、その内女性は１名でした。いわき市では、兼業農家が多く、土地の移動が極めて少ないという事を話していました。午後からは、福島総合農業センターで、ハウスの遠隔操作をする安価なシステムの紹介方法を研修させてもらいました。そこは、機械はネットで買うという事ですので、購入する事は簡単ですが、初期設定について時間がかかるという事で、ちょっと難しいのかなと思いました。そこの施設は大きな施設で、農産物、園芸果樹、畜産、あらゆる分野に提供している場所で、肥料とか農薬等を分析している場所です。放射能も分析しているそうです。３日目、会津若松の農業委員会の人達と、農業の現状と中山間の利用状況等の意見交換会をしました。会長含め、役員７名、事務局２名で中山間の問題や課題についてお話を伺いましたが、高齢化について大変だという事は同じ意見でしたが、ただ、ここは、農業者は１町未満の人が多く、結局は、兼業農家が多いという事でした。息子が働きに行っていて、定年になれば引き継ぐという事で、土地のリノベはあまりなく、集積自体はあまりないようです。畑地化に関しても訪ねたのですが、水田が主という事で、しかも面積も小さいという事もあり、畑地化に関しては、あまり興味がなかったようで、話題にはならなかったそうです。午後からは、栃木の道の駅アグリパル塩原という所で、メロンの水耕栽培を視察させてもらいました。今年の夏の猛暑と、雨、の湿気の関係で、うどんこ病が多発し、視察に行く前日に全て撤収してしまったという事で、見ることはできませんでした。そこで、前の日に採ったメロンを見せていただきました。そのメロンというのは、自分の所で消費するということで、どこにも売ってはいないということで、加工した物を店で販売しているようです。収量は物凄く採れるし、凄く生産性が上がるけれども、普通に生産物としては出せないという事で、そういう作り方をしているみたいです。４日目、銀座伊藤屋は、銀座のど真ん中のビルの中で、水耕栽培をしている場所がありまして、水耕栽培している野菜、レタス、それを視察させていただきました。そこは、メンテナンス中という事もありまして、一部ですが見ることができました。レタスは、種を蒔いて芽を出してから、定植して３０日で収穫という事で、年に１２回採れるという事です。それも全部ビルの中のレストランに提供するという事で、特別何処に行くという生産物ではありませんという事です。その水耕栽培に対しての施設、機械に対して、どれくらい償還できますかとお聞きしましたら、大

体３～４年で回収できるとのお話でした。視察はこれで終了したということになりますが、４日間でしたが、農地部会としては、内容の濃い研修であったかと思います。以上です。

（議長）ありがとうございます。

他、皆様から何かございませんか。

（全員）ありません。

なければ、以上で委員提案事項について、終了させていただきます。

４．その他

（議長）続きましてその他、今後の日程について事務局より報告願います。

今後の日程等について　局長より報告

（議長）以上の日程となっておりますので、宜しくお願い致します。

次に参ります。

報告事項について

- 令和７年総会開催日程の確認について　係長より説明
- 農業経営及び農地利用状況に関する調査票について　局長より説明

（議長）例年ですと、後ろの紙にあるように、農地台帳登記記載事項届出書に従事日数と名前だけ書いていて、それで済んでいたものなのですが、来年度から、もっと記載できるようになりました。通常であれば、右上欄の氏名の所にサインをいただいて、各、農業者の従事日数を書いてもらうという、ほぼそれで終わりかと思いますが、今後、農地を手放したいとか、貸したい、荒れている人達には、もう少し細かく書けるようになるのではないかと思います。全て、今から書けという事ではないですが、今後このような形に変わっていきます。説明という事で、各農業委員の所に話が来るかと思いますので、その辺、説明の仕方、周知の仕方もありますので、皆様の方から何かこうしたらいいというご意見が聞ければと思います。

（○○委員）はい。

（議長）はい、○○委員どうぞ。

（〇〇委員）１０番の、これからの経営意向についての所で、これは、直近、来年の事なのか、数年後を見据えて書いたらいいのか、お聞きしたいです。

（議長）事務局お願いします。

（局長）こちらに関しては、あくまでも該当事項に〇を付けてくださいという事ですので、そういう考えがある人は、思うまま書いてくださいというような事でいいです。１年とか１０年とかに拘らず、意向があれば書いてくださいというように説明していただければと思います。１枚目の記入要領の１番最後にも書いてあるのですが、農地一覧には１年以内に変更する予定がなければ記入しなくてもいいですと言う事なので、１年以内に売りたい土地があれば、売りたいとか書いてほしいですが、ほとんどの農家の方は、地番が何処の地番なのかわからないと思いますので、分からなければ、農業委員さんに聞いたり、事務局にきいたりしていただきたいです。農業委員さんはタブレットに地番が出てくるので、意向を聞くきっかけになればと思っています。あくまでも、今〇〇委員からあったように、１０番に関しましては、この意向調査が目標地図の書き換えるきっかけになるので、先に情報を知っておかないと、いざとなった時に対応が遅れないようにわかる範囲で書いていただきたいというような感じで、説明していただきたいと思います。以上です。

（議長）来年度につきましては、今まで通り従事日数と本人の署名のみでも大丈夫のようです。
他にありませんか。

（〇〇委員）はい。

（議長）〇〇委員どうぞ。

（〇〇委員）今年は１年目なので、何もないですけれども、来年以降、去年どんなことを書いたかというようなものがもう１枚入っていると書く人も楽なのではないかと思います。

（議長）事務局お願いします。

（局長）来年考えさせてください。検討致します。

（議長）他にありませんか。

（〇〇委員）はい。

（議長）〇〇委員どうぞ。

（〇〇委員）これは、電子化できますか。

（議長）事務局お願いします。

（局長）これは、農地台帳に入っているデータを１枚ずつ出力して出しているので、それを保存すればエクセルデータにはなるのですが、今の所は紙ベースでやろうと思っています。これが軌道に乗ってから検討させてください。

（議長）まずは、事務局で、来月上旬に各農事組合長に配布するという事です。その後、農業委員の方々には、農事組合長等、配布する方々に説明をしていただければと思います。回収につきましては、いつもは、農事組合長に集めていただきましたが、今度からは、個人で市役所、支所、農業委員会に持って来ていただくという事を周知していただきたいと思います。

持ってこない方の場合は事務局としてどうしますか。

（局長）今までもそうですけれども、提出がなかった場合は、事務局から個人に電話をかけて全員提出していただいております。出していただかないと、従事日数の確認ができません。６０日以上の従事がないと農業者と認めておりませんので、出していただかないと、あっせん等の対象には出来ませんという事をお伝えして、全員出していただいております。ですので、今回も提出がない方には、個々に連絡をし、農業委員さんに聞いてもらうようお願いをする事もありますので、宜しくお願い致します。その辺は、今までとは変わりません。以上です。

（議長）従事日数ですが、経営者は２００日以上、他の方は６０日以上で書いていただければ助かりますので、宜しくお願い致します。

他ございますか。

（〇〇委員）はい。

（議長）〇〇委員どうぞ。

（〇〇委員）名簿から抜けている方がいる場合はどうすればよいですか。

（議長）事務局お願いします。

（局長）農事組合に加入された方、抜けた方がいましたら事務局まで報告をお願いします。ひとつずつの出力ですので漏れもあるかと思います。報告をいただき次第、個人へ発送させていただきます。

（議長）他ございますか。

ないようですので、最後に、全体を通して皆様からご質問やご意見等はありますか。

（全員）ありません。

ないようですので、以上で議事を終了させていただいてよろしいでしょうか。

（全員）はい。

（議長）以上で議事を終了致します。

（局長）それでは、会長代理より閉会の挨拶をいただきます。

閉会

会長代理あいさつ

（会長代理）この後、農政部会、農地部会等それぞれ会議がありまして、その後に祝賀会も予定しておりますので、挨拶は割愛させていただきまして、終了させていただきます。

今日は、大変ご苦労様でございました。

（局長）ご起立願います。　礼。　ご着席ください。

以上をもちまして、第６５８回　令和６年第１２回富良野市農業委員会総会を閉会致します。

以上富良野市農業委員会会議規則第１４条第２項の規定により、ここに署名する。

令和　６　年　１２　月　２０　日

議　　長　　杉村　鉄也

署名委員　　上田　桃子

署名委員　　宮川　隆